

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

② 施設・事業所情報

名称：白幡保育園	種別：認可保育所		
代表者氏名：吉田 香澄	定員（利用人数）：87名（97名）		
所在地：〒221-0004 横浜市神奈川区西大町93			
TEL：045-401-1246	ホームページ：		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 1974年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 聖徳会			
職員数	常勤職員： 28 名	非常勤職員 5 名	
専門職員	保育士：園長	1 名	
	保育士：主任、副主任	4 名	
	保育士	19 名	
	看護師	1 名	
	栄養士（内管理栄養士）	1 名	
	栄養士（内管理栄養士）	1 名	
	調理師	2 名	
	保育補助	2 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	0～2歳児室	3 室	建物の構造：
	3～5歳児室	3 室	鉄筋コンクリート造り2階建て
	沐浴室	1 室	建物延床面積：
	調理室	1 室	498.48㎡
	トイレ	2 室	園庭：
	事務室	1 室	416.0㎡
	職員休憩室（更衣室）	2 室	

③ 理念・基本方針

【保育理念】

未来を創る子どもたちへ私たちが送りたい大切なもの、「それは自分らしく、幸せに生きる力」です。白幡保育園では理論に基づいた専門知識と技術を用いてあたたかく人とつながり、心をこめ、ともに考え、身体をつかい、子どもたちが自己も他者も大切に、自分の足で人生を歩む基盤となる力を育みます。

【保育方針】

1. 「子どもにとって明日もまた来たいと思う保育園」
 - ・子どもが安心して過ごせる
 - ・子どもの関心・意欲を最大に伸ばす
 - ・子どもが生きていく中で必要な知識・技能・技術を発達段階に応じて身に付ける
 - ・子どもが尊重される

2. 「保護者にとって安心して預けられる保育園」

- ・保護者の皆様が安心して就労できる環境をつくる
- ・保護者の皆様の子育てに役立つ、情報交換・交流に場を提供する
- ・保護者の皆様の子育てが、親子ともにさらなる幸せな時間になるよう援助をおこなう

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【立地および施設の概要】

白幡保育園は、1974年4月に開園し、今年で48年目を迎えた歴史ある保育園です。JR横浜線大口駅、東急東横線白楽駅からいずれも徒歩13分の閑静な住宅地の一角にあり、周囲には大小の公園が点在し、散歩や園外活動に利用しています。現在、定員87名のところ97名を受け入れています。建物は2階建て鉄筋コンクリート造り（498㎡）で、樹木や大型遊具、砂場、築山などがある約416㎡の園庭があります。運営法人は、社会福祉法人聖徳会で、横浜市に当園を含め6園、埼玉県に1園の保育園があります。

【園の特徴】

法人の理念をもとに、「子どもが主役」ということを忘れずに保育を行っています。長時間、保育園で安心して過ごすことができ、「子どもたちが大切にされていると感じる場」であるように、子どもたちの異なる発達や個性を職員全体で受け止め、大切に関わっています。子どもたちは、豊かな自然環境のもとで、散歩や戸外活動を十分に楽しみ、遊びを通してのさまざまな活動、人と人との関りを大切にしています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年4月1日（契約日） ～ 2022年12月26日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（2016年度）

⑥ 総評

◇特長や今後期待される点

1. 保育ICTアプリの有効活用の工夫

業務の実効性や保護者の利便性向上、職員の負担軽減を図るため、今年度から保育ICTアプリを導入しました。職員はアプリを利用して保護者アンケートが簡単にできることに着目し、保護者が悩んでいることについて、アンケートを行うなどICTを活用する工夫に努めています。アンケートで一番多かった「食事」についての悩み、例えばNO.1の「なかなか野菜を食べてくれない」からNO.5まで、園独自の取組として、保護者に配信しています。平均在職年数12年の職員の豊富な経験談と日ごろの保育で実践していることを、具体的に回答やアドバイスとして、分かりやすく絵やグラフにしてまとめました。保護者の評判もよく、今後は、その他の悩みの多かった遊びや排せつ等についても、配信を行う予定です。

2. 子どもに寄り添い、子どもの発達を支援していく丁寧な保育

乳児（0歳児）では、月齢などの発達状況に応じて、ハイハイやつかまり立ち、歩くなど探索活動や遊びが主体的に行えるように畳のスペースを作るなど安全な環境に配慮しています。また、子どもがゆったりと安心して過ごせるように、職員は子どもの表情をよく観察し、喃語などに応えるなど、保育士が応答的に関わり、生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら、愛着関係を形成しています。

3歳未満児（1・2歳児）では、年齢ごとの月間指導計画のもと、養護と教育が一

体的に行えるように具体的に目標設定しています。遊びや生活の中で子どもが自分でしようとしているときには、そばで見守りながらじっくりと取り組めるように支援しています。個々の成長を見極めながら、自分でできた時には褒め、喜びを共有しています。安心できる職員との関わりの中で、1歳児は簡単な身の回りのことに興味を持ち、自分でしようとする気持ちを育めるように援助しています。2歳児は身の回りのことを行い、「自分でやりたい」気持ちを受け止め、自分でできた喜びを職員と共感しながら自信につなげていくように支援しています。

3. 食に関する豊かな体験

職員は、子どもたちが食に関する豊かな体験ができるように、様々な工夫をしています。1～3月には年長児に人気メニューやもう1度食べたいものを尋ね、リクエストされた食事を提供しています。今年の野菜の栽培は、子どもたちが案を出し合い、投票で小玉スイカ、トウモロコシ、ニンジン、はつか大根に決まりました。当番が水やりをし、日々野菜の成長に驚き、友達に教え合って喜ぶ姿があります。小玉スイカはお楽しみ保育でスイカ割りに使いました。クッキングではお月見団子を作ったり、クリスマスケーキのトッピング、ラップでおにぎり作りなど食事を楽しむ工夫をしています。3～5歳児クラスは園庭に毎年、実をつけるみかんの木のみかんを食べ、味を確認するなど子どもが食について関心を深め、また感謝して食べることを学べるようにしています。

4. 中期計画、事業計画の実施状況の評価を行える様式の作成の検討

中期計画については、3年間のビジョン・課題に対し、年度ごとに実施状況・進捗状況の評価を行える様式の作成、および必要に応じて見直しを行なって行くことが期待されます。また、単年度の事業計画については、半期ごと程度を目途に実施状況・進捗状況の評価を行える様式の作成が期待されます。

5. 保育士人材育成計画の作成の検討

人材育成については、職員は、年度末に「年間自己目標表」により、次年度の目標を具体的に立て、自己の資質向上の実現に向け取り組んでいます。しかしながら、育成計画にもとづいた人材の育成が実施されていません。保育士人材育成表（人材育成計画）を作成することが期待されます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、3回目の第三者評価を受審致しました。前回、前々回の受審で明らかになった課題に取り組み保育して参りました。事前に自己評価を行う時点で、職員が日頃の保育を振り返り、話し合ったり考えたりする良い機会となりました。保育園全体で取り組むことにより、職員の資質向上はもちろんの事、職員間の団結力が一層増しました。日頃より、保育園が「子どもが大切にされていると感じる場」「いごちのよい場所」であるよう、心がけております。利用者アンケートでは、利用者を尊重する姿勢について高い評価を頂いたことは、施設の根幹にかかわることであるので、職員にとって大きな励みとなりました。厳しいご意見もありましたが、自分たちの弱みを受け止め、見直す機会になったことは、今後の保育の質を向上させるためにとっても重要な事でした。

評価結果につきましては真摯に受け止め、今後とも保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、子どもの目線に立った保育を実施し、皆様から選ばれる保育園となるよう努力して参ります。

白幡保育園 園長 吉田香澄

⑧第三者評価結果
別紙2のとおり

第三者評価結果表【共通・内容評価】

令和4年10月20日

事業所名 白幡保育園

共通評価 (45 項目)

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		自己評価	第三者評価
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a	a
判断基準	a 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。		
	b 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。		
	c 法人（保育所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。		
①	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○	○
②	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○	○
③	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○	○
④	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○	○
⑤	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	○	○
⑥	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○	○
⑦	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 理念・基本方針・保育目標は、重要事項説明書のほか、全体的な計画、ホームページ、パンフレット等に記載されています。 法人および白幡保育園の理念は「未来を創る子どもたちへ私たちが送りたい大切なもの、『それは自分らしく、幸せに生きる力』です。白幡保育園では理論に基づいた専門知識と技術を用いてあたたかく人とながり、心をこめ、ともに考え、身体をつかい、子どもたちが自己も他者も大切に、自分の足で人生を歩む基盤となる力を育みます」で、法人、園の使命や目指す方向、考え方がわかるものになっています。 基本方針は、「1.『子どもにとって明日もまた来たいと思う保育園』の下で4つの保育方針」「2.『保護者にとって安心して預けられる保育園』の下で3つの保育方針」を掲げ、理念との整合性が確保されており、職員の行動規範ともなっています。 理念・基本方針・保育目標については、職員会議で話し合い、話し合った内容を分かりやすくまとめ、事務所に掲示し、常に振り返りができるようにしています。また、その評価（理解度）を、職員自己評価（アンケート）の最初に掲げ、自己評価を行いながら、職員が理念に対する自覚を高められるよう取り組んでいます。 年度末に行う「白幡保育園の振り返り」（自己評価）の中で、園が保育方針と園目標の下で1年間取り組んできた保育や行事等について評価・振り返りを行っています。 保護者には、入園時に「重要事項説明書」で説明し、玄関わきのボードに掲げ、パンフレットに分かりやすく記載するなどして周知を図っています。 			

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		自己 評価	第三者 評価
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a	a
判断 基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。		
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。		
①	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○	○
②	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○	○
③	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○	○
④	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営については運営法人である社会福祉法人聖徳会の理事長が理事会等を通じ、社会福祉事業全体の動向について把握分析しています。 ・第4期神奈川区地域福祉保健計画（2021～2025）により、地域の状況を十分に理解・把握し、園が地域でどのような役割が求められているかを分析しています。計画には、白幡地区の未就学児の分布なども掲載されています。 ・区子ども家庭支援課とは緊密な連携をとっており、子どもの数、利用者像、保育のニーズ等を収集するなどして、地域での課題を把握し分析しています。 ・法人の理事長は、事業計画、収支計画の策定にあたり、保育のコスト分析、保育所入所状況、利用率の推移等の分析を行っています。また、法人の全園長が出席する幹部会議が月1回行われており、経営状況については、本部等から月次報告を受け、園長間でその確認、検討を行い、必要に応じて見直しを行っています。 			

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a	a
判断 基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。		
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。		
①	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○	○
②	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○	○
③	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○	○
④	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催している幹部会議での、組織、設備、職員体制、人材等の現状分析に基づく法人運営に影響のある重要な情報や課題は、理事会で話し合わせ、役員の間で共通理解が図られています。 ・幹部会議や理事会での議題の中で職員に周知が必要なことについては、職員会議において共有し周知徹底を図っています。一方、その中で職員からの意見を吸い上げ、幹部会議へ提案や報告を行っています。 ・園の経営状況や改善すべき課題については、中期計画・事業計画の中で具体的な問題解決に向けての方策が示され、職員に周知しています。 ・中期計画・事業計画の中で、「保育内容の充実」「人材育成」「保護者支援」「地域交流」等につき、具体的な方針、課題をあげ、実現に向け取り組んでいます。 			

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		自己 評価	第三者 評価
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a	b
判断 基準	a 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。		
	b 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。		
	c 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。		
①	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○	○
②	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○	○
③	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○	
④	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度から2024年度までの3年間の中期計画を策定し、園の理念・基本方針の実現に向けた中期的なビジョン（目標）、課題を明確にしています。また、3年間の中期収支計画を策定し、年度別に園児見込み数、事業活動収支、施設設備等による収支を明らかにしています。 ・中期計画は、「保育内容の充実」「人材育成」「保護者支援」「地域交流」につき、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容を設定しています。 ・中期計画は、例えば「保育内容」について「ドキュメンテーションの開始」など、具体的な成果を設定することにより、実施状況の評価が行える内容になっています。 ・今回策定された中期計画は、今年度が計画初年度でまだ見直しは行っていませんが、前年度までの中・長期計画の見直しを行い、新たに策定されたものです。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画については、3年間のビジョン・課題に対し、年度ごとに実施状況・進捗状況の評価を行える様式の作成、および必要に応じて見直しを行なって行くことが期待されます。 			

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a	b
判断 基準	a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。		
	b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。		
	c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。		
①	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○	○
②	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○	○
③	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○	○
④	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○	
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の中期計画を反映した2022年度の単年度計画と資金収支予算書を策定しています。単年度計画は中期計画の大項目を踏まえて、単年度の実行可能な具体的な事業・保育内容を示しています。 ・単年度計画は、例えば大項目「保育内容の充実」の実施計画として、「戸外遊びを充実させた体力づくり」をあげ、実行可能な内容になっています。 ・単年度計画は単なる「行事計画」でなく、ねらいや目標、活動内容が記載されたものになっています。 ・単年度計画は、項目ごとに担当者を定め、計画に対して具体的な内容を設定することにより、実施状況の評価を行える内容になっています。 <p><提言></p>			

・事業計画については、半期ごと程度を目途に実施状況・進捗状況の評価を行って行くことが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。		自己評価	第三者評価
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a	b
判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		
	b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。		
	c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。		
①	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○	○
②	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○	
③	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○	○
④	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○	○
⑤	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画および事業計画については、職員間で意見を出し合い、リーダー間で検討した内容を反映して立案し、決定をしています。 ・事業計画は、計画期間中に実施状況・進捗状況を把握して記録する形式になっていません。 ・事業計画は、定められた時期、手順にもとづいての評価を行える形式になっています。 ・事業計画については、前年度の事業計画の実施状況の評価して、「当年度事業計画」を作成しています。 ・事業計画は、職員に資料を配付し、会議等で説明を行って、周知を図っています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画については、半期ごと程度を目途に実施状況・進捗状況の評価を行って行くことが期待されます。 			

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。		
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。		
	c 事業計画を保護者等に周知していない。		
①	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○	○
②	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	○	○
③	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○	○
④	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の主な内容は、年度始めの懇談会で保護者に資料を配付して説明しています。 ・事業計画のうち、行事計画については、年間行事予定表を年度始めに保護者に配付し、園だよりやクラスだよりで詳細を説明し、保護者が参加しやすいように工夫しています。 ・事業計画の主な内容は、子どもたちがこの1年間をどのように過ごしていくかについて、行事や活動内容等について、4期ごとに分け、保護者にわかりやすく説明した資料を作成しています。 ・保護者には、懇談会で保育参観や給食試食会等、保護者が参加する行事などについても説明し、その後園だよりやクラスだよりでも通知し、保護者が参加しやすくなるように配慮しています。 			

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		自己 評価	第三者 評価
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a	a
判断 基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		
①	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○	○
②	保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○	○
③	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○	○
④	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間指導計画は、毎月のクラスごとのカリキュラム会議で、目標・ねらいを定めて、クラス担任が交代で作成し、各クラスで保育を行った結果をクラス担任間で評価・反省して、見直したものを次期計画に反映するという「PDCAサイクル」に基づいて実施しています。週案、日案(保育日誌)についても、同様の体制が整備されています。また、行事、保健、食育、研修等の計画・活動にあたっては、PDCAサイクルにもとづいて、保育の質の向上に向け、取り組んでいます。 ・指導計画の評価にあたっては、クラス担任間で評価・反省したものを園長・主任がチェックをする体制となっています。 ・年度末に定められた評価基準にもとづいて、職員の自己評価(アンケート)を行い、意見・改善策をまとめて、職員としての自己評価を行っています。この職員の自己評価と年度末に行う「保護者アンケート」にもとづいて、園としての自己評価(白幡保育園の振り返り)を行い、園内に掲示して、保護者に周知しています。また、5年に1回、第三者評価を受審しています。 ・評価結果は職員会議で分析、検討を行うとともに、法人本部においても分析、検討を行っています。 			

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a	a
判断 基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。		
	b 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。		
	c 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。		
①	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○	○
②	職員間で課題の共有化が図られている。	○	○
③	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○	○
④	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○	○
⑤	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に個々の職員の自己評価や意見・改善策をまとめて、園としての自己評価を行い、評価結果について分析・検討し、それにもとづく課題や改善策を文書化して、玄関に掲示しています。 ・評価結果から明確になった課題については、職員会議等で内容に応じて検討し、改善策や改善計画を策定して、改善に取り組んでいます。 ・次年度に改善策や改善の実施状況についての評価を行い、次年度以降も改善の検討が必要な場合は、中・長期的な目標（課題）として明文化しています。

Ⅱ 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		自己評価	第三者評価
【10】Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
①	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		○
②	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	○	○
③	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○	○
④	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、各種会議、委員会等や、日々のやり取りの中で、保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。 ・園長は、年度始めの入園説明会や園だより等で、自らの役割と責任について表明し、保育現場の総責任者としての園長の役割を伝えています。 ・園長の役割と責任を含む職務分掌等については、職務内容表、役割分担表に定め、職員会議や新任研修の機会に職員に対して表明し、周知を図っています。 ・職務内容表には、主任の役割として「園長の補佐」と定めており、有事における園長の役割と責任については、「風水害対策マニュアル」に指示体制の確認として「園長⇒主任⇒副主任」（園長不在時の代行）とし記載しています。

【11】Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。		a	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
①	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○	○
②	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○	○
③	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○	○
④	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、社会福祉関係法令はもとより、保育所保育指針、園の理念・基本方針や諸規程、社会的ルールや倫理をよく理解しています。「経理規程」があり、園舎改修など高額な契約取引については、法人の稟議決裁が必要であり、簡易な改修等についても必ず相見積もりをとるなど、利害関係者と適正な関係を保てるようになっています。 ・園長は、マネジメント研修や児童虐待防止、コンプライアンス等の研修会に参加し、遵守すべき法令等の理解に努めています。 ・園長は、コンプライアンスのみならず、ごみの分別、廃材の活用、LED照明の採用等、エコの推進、環境に配慮した取り組みを行っています。また、フードロスを減らすため、欠席が当日以前に分かる場合は事前に通知してもらうようにしています。年末年始や夏季保育時にも、食材の無駄がないように保護者に欠席が事前にわかっている場合は知らせてもらっています。 ・園長は、職員に対しては虐待、安全義務、個人情報保護等について、資料を活用しながら、研修や職員会議等を通して周知を図っています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		自己評価	第三者評価
【12】Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a	a
判断基準	a 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。		
	b 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。		
①	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○	○
②	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○	○
③	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	○
④	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○	○
⑤	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、園の保育の現状を把握するために、日々積極的にクラスを巡回するよう心がけています。また、園長は、月間指導計画や週案、保育日誌、連絡帳等を通して、保育の現状を把握しています。 ・園長は、保育の質に関する課題を把握し、中期計画に保育内容の充実として「ドキュメンテーション開始」および「保育 ICT アプリ（コドモン）」の導入効果の拡充」を掲げ、改善のための具体的な取り組みを明示しています。 ・園長は、職員にクラス担当のほか、コドモン・ICT 担当、保育室環境担当、園庭環境担当、研修担当等、それぞれ担当を定めて、保育の質の向上に取り組んでいます。 ・園長は、年度末の職員の「自己評価シート」（人事考課表）や職員会議、ミーティング等の諸会議、定期的な個人面談を通して、保育の質の向上について、職員の意見・要望が反映されるようにしています。 ・園長は、研修担当を2名任命し、職員の希望、経験等に応じて、年間の研修計画を策定するようにしています。また、園長は、シフト担当が作成したシフト表にもとづき、必要に応じてシフトを調整する等をして、職員が積極的に研修に取り組めるようにしており、決められた研修のほか、職員が自発的に希望する研修に自由に参加することも推奨しています。 <p><工夫している事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から、保育の質に関する課題を把握し、改善のため、保育 ICT アプリを導入しました。連絡帳、お知らせ（園だより、クラスだより、給食だより等）、ドキュメンテーション（写真付き記録）等の ICT 化により、保護者との連携、コミュニケーションが高まりました。また、月間指導計画、週案、園児の個別記録（健康シート、発達記録等）についても、ICT 化を進めており、園業務の効率化と共に職員は他クラスの保育の様子や子どもの記録を共有でき、全園児を把握して、接することができるようになっています。

【13】 I-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
①	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○	○
②	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○	○
③	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○	○
④	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント> ・園長は、効率的な事務や職員の残業を無くす方策等を常に考え、業務の実効性を高めるようにしています。 ・園長は、職員の経験年数、個々の能力、性格、得意・不得意、職員同士の相性等も十分考慮し、職員の意向も確認しながら、毎年、職務内容表を作成し、組織体制作りをしています。 ・園長は、業務の実効性の向上に向けて、職員が働きやすい職場づくりや組織全体を考えた人事構成、財務の面からも運営を考え、その内容を主任や副主任、リーダー職とも意見交換しながら、組織全体に意識づけられるように取り組んでいます。 ・園長は、業務の実効性を高めるために、職務内容表により、防災安全対策担当、コドモン・ICT担当、保育室環境担当、園庭環境担当、研修担当等、それぞれ担当を定めて、具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		自己評価	第三者評価
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b	b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
①	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○	○
②	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○	○
③	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
④	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント> ・職員の働きやすい職場を目指し、法人の方針をもとに園および法人で必要な福祉人材を確保しています。また、横浜市の職員配置基準以上の職員配置を行うことを基本的な考え方としています。 ・福祉人材の確保、定着の観点から、産休・育休を取りやすくし、復帰後も子どもを聖徳会の園に預けることも可能なこと等から、復帰後もフルタイムで働く職員が多い職場となっています。			

- ・人材育成については、職員は、年度末に「年間自己目標表」の「保護者対応・接遇」「基礎知識・技能の習熟・発揮」等の各項目に対し、次年度の目標を具体的に立て、自己の資質向上に向け、実現に向け取り組んでいます。しかしながら、計画にもとづいた人材の育成が実施されていません。
- ・福祉人材確保については、関係機関、養成校等への働きかけ、潜在保育士の発掘に加え、宿舍借り上げ制度等、地方からの職員が就労しやすい支援体制も整えています。法人のホームページにも採用情報を掲載し、広く保育士、看護師、栄養士、調理師等の募集を行っています。

<提言>

- ・保育士人材育成表（人材育成計画）を作成することが期待されます。経験に応じて分野（安全衛生、保育力、保護者対応等）ごとに目標、内容（必要な知識・技術、内部・外部研修等）を明示することにより、保育士個人の今後習得すべき内容を確認できます。

【15】Ⅱ-2-(1)-②		b	a
総合的な人事管理が行われている。			
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
①	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○	○
②	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		○
③	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○	○
④	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○	○
⑤	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○	○
⑥	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント>			
<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルの中の「保育業務基準」に理念・基本方針にもとづいた「職員としてあるべき姿」を明示しており、職員に「期待する職員像等」を示しています。 ・配置、異動等に関する人事基準は、就業規則や給与規定等に定められています。これらは、<u>事務室の書棚に保管しており</u>、職員はいつでも閲覧することができます。 ・職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等については、年度末に「人事考課表」により職員がまず自己評価を行い、それぞれ職位上位者による評価を行っています。それをもとに、園長が最終的に面談し評価を行っています。 ・職員処遇の水準については、法人の本部が法人としての特性等を踏まえながら、同地域の他園との比較などを行い検討・分析していますが、基本的には前年度の国家公務員の給与改定を踏まえて実施することとしています。 ・職員との面談では、職員の経験年数、スキルに応じてアドバイスを行いながら、職員自らが自分の将来像について描きやすい（目標が持てる）ようにし、職員の勤労意欲を高められるようにしています。主担任や担当、リーダー職などを決める場合は、職員の目標水準アップにつながることを考慮し、職員の自己推薦を尊重していますが、近年の傾向として、管理職を敬遠し、保育の専門職を目指したいという希望が多くなってきています。 ・「職務内容表」の中で、職員を園長、主任、副主任・乳児・幼児等の各種リーダー、職務分野別リーダー、職員処遇改善グループ等の各階層に分け、各々の役割期待とその実現のための具体的な取組を示しています。 			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		自己評価	第三者評価
【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。		
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
①	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○	○
②	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○	○
③	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○	○
④	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○	○
⑤	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○	○
⑥	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○	○
⑦	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○	○
⑧	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 園での労務管理に関する責任者は園長です。園長は主任、副主任と連携を図り、働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。 有給休暇は、「有給休暇管理簿」で管理しており、取得状況を確認しながら、確実に消化ができるように声かけをしています。超過勤務時間は、人事データ(コドモン)で管理しています。職員の就業状況や意向は毎日確認し、シフト担当の職員が一人ひとりの状況や意向に合わせてシフトを調整しています。 園長は、職員との定期的な年3回の個人面談のほか、職員の心身の状態や悩み等、気づいたことがあれば、随時面談でじっくりと話をするようにしており、日頃から気軽に声をかけ、職員が相談しやすいようにしています。 定期的な法人費用負担の職員健康診断、インフルエンザ予防接種の実施、横浜市保育士宿舎借り上げ支援(3名の保育士が利用)等の福利厚生を実施しています。 ワークライフ・バランスに配慮し、有給休暇の取得を奨励し、年間計画を組み、人員体制を整え、可能な限り、休暇を消化できるようにしています。コドモン導入による業務効率化や充実した人員配置等により、時間内に業務が終了するようになるとともに、遅番・早番に関わらず8時間労働を遵守しています。 福祉人材の確保、定着の観点から、結婚や出産、子育てや介護等様々な家庭状況の職員でも働きやすい職場となるようにしています。産休・育休を取りやすくし、復帰後も子どもを聖徳会の園に預けることも可能で、復帰後もフルタイムで働く職員が多い職場となっています。 			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		自己評価	第三者評価
【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。		
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		
①	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○	○
②	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○	○

③	職員一人ひとりの目標設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	○	○
④	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○	○
⑤	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育業務基準」に理念・基本方針にもとづいた「職員としてあるべき姿」を明確に示しており、職員一人ひとりが自信をもって活躍できる場がもてるよう、職員との面談の中で職員の意向や要望、目指したい姿を話し合うなど、育成に向けた取り組みを行っています。 ・職員は、年度末に「年間自己目標表」にもとづき、「保護者対応・接遇」「基礎知識・技能の習熟・発揮」等、次年度の年間自己目標を提出しています。当年度末には、職員は「人事考課表」により、自己目標に対し5段階の評価を行い、それぞれ主任・副主任による評価を行っています。それをもとに、園長が最終的に面談し評価を行っています。 ・園長は、年度の中間時点での面談で進捗状況を確認し、年間目標達成における課題などを話し合っています。 			

【18】Ⅱ-2-(3)-②			
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a	a
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
①	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○	○
②	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○	○
③	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○	○
④	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○	○
⑤	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルの中の「保育業務基準」に理念・基本方針にもとづいた「職員としてあるべき姿」を明示しており、職員に「期待する職員像等」を明確に示しています。 ・事業計画の中の「職員体制」に職種として、保育士のほか、子育て支援員、看護師、栄養士、調理員、事務職等を挙げており、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格とその必須経験を明示しています。看護師、栄養士は、年度始めの懇談会に必ず出席して説明し、保護者の質問に専門職として答えています。 ・外部研修（キャリアアップ研修を含む）については、年度始めに職員の希望や経験をもとに「令和4年度研修計画」を、園長の指示の下、研修担当が作成し、非常勤職員を含め、各人別に受講予定研修を記載しています。民間の研修機関や横浜市の研修が多く、コロナ禍からZOOM開催のものも多くなっています。研修参加後は、レポートを作成し、回覧しています。全職員に周知したいものがあれば、職員会議で報告することになっています。 ・研修担当職員を2名任命し、定期的に計画の評価と見直しを行なっています。 ・今年度の園内研修は、今年度から導入した保育ICTアプリを、主体に行っており、法人内他園の状況も見ながら、研修内容の評価と見直しを行なっています。 			

【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
①	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○	○
②	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		○
③	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○	○
④	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○	○
⑤	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を職員データ等で把握しています。 ・新任職員や経験の浅い職員に対しては、経験豊富な職員によるOJTを行っています。 ・研修計画を策定し、職員の職務や必要とする知識・技術の水準に応じた外部の幅広い教育・研修に行くことができるようにしています。外部研修案内を周知するほか、職員が希望する研修に参加ができるように配慮しています。今年度はやZOOMでの研修があり、比較的スムーズに受講できています。また、ZOOMでなく対面での研修を希望する職員にも可能な限り応えています。 			

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		自己評価	第三者評価
【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a	a
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○	○
②	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○	○
③	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○	○
④	指導者に対する研修を実施している。	○	○
⑤	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生等の受け入れに関しては、次世代の人材育成の機会と捉え、積極的に実習生の受け入れを行っています。実習生受け入れマニュアルを整備し、実習生の育成・研修に関する基本姿勢を明文化しています。 ・実習生の希望を聞き、実習目的に合わせた学年・クラスでの実習が行える内容のプログラムになっています。実習生により、部分実習や責任実習の機会を持ち、より実践に近い形で実習ができるようにしています。 ・実習指導者は、横浜市子ども青少年局の「保育実習指導者研修」に参加しています。 ・実習担当職員は、実習生との反省会を設け、意見や質問に対応しています。また、充実した実習となるよう、学校側と意見交換を行い、教職員が当園を訪問時に懇談し、連携を深めています。 			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		自己 評価	第三者 評価
【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a	a
判断 基準	a 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。		
	b 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分でない。		
	c 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。		
①	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○	○
②	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○	○
③	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○	○
④	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○	○
⑤	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上で法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容等を適切に公開しています。WAMENT（独立行政法人福祉医療機構）の「財務諸表等電子開示システム」に、法人の所轄官庁へ報告した「現況報告書」「計算書類」が開示されています。 ・ホームページに第三者評価結果を公表しています。また、ホームページに「苦情解決公表」という項目を設け、年度末に保護者アンケートを行い、苦情も含めた保護者からの意見・要望等を掲載し、合わせて園から改善・対応状況についても、公表しています。苦情相談の窓口、体制については、重要事項説明書の中で保護者に対して説明し、園内にも掲示しています。 ・ホームページ上で、法人、保育所の理念・基本方針やビジョン等を社会・地域に対して明示し、保育所の存在意義や役割を明確にするように努めています。 ・園のパンフレットは、区のこども家庭支援課の窓口にあります。 			
【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a	a
判断 基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。		
	c 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。		
①	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○	○
②	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○	○
③	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○	○
④	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園における適正な運営、経理処理のため、運営規程、経理規程が整備されています。「職務内容表」において、職員の職務分掌と園長、副園長の権限・責任が明確にされ、職員に周知されています。 ・法人本部による内部監査が定期的に行われています。 ・法人に対して、毎月、税理士による監査指導が実施されており、意見やアドバイスを受けています。また、司法書士、社会保険労務士等、外部の専門家による、監査支援等や指摘事項にもとづき、経営改善を行っています。 			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		自己評価	第三者評価
【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。		
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。		
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。		
①	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。		○
②	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	○	○
③	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○	○
④	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	○	○
⑤	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画の中で、「地域交流」として、ほっと ROOM（子育て支援事業）の開催、育児相談、園庭・施設開放を掲げています。また、全体的な計画の中で、「地域等への支援」として、ホット ROOM、白幡地区センターとの交流、職業体験・実習生の受け入れ等を掲げ、「地域行事」として町内会の消防訓練への参加を行うとしており、地域との関わり方について、基本的な考え方を具体的に文書化しています。 ・横浜市や神奈川区からの情報だけでなく、「かなーちえ」や「心の相談室」など、さまざまな関係機関・施設からのお知らせや広告等を配付したり、掲示したりして、地域の情報を保護者に提供しています。 ・コロナ禍で地域の人々や子どもとの交流の機会はなかなか持てませんが、子育て支援連絡会のイベントに職員が参加しています。なお、コロナ禍前には、地域のお祭りに年長児が和太鼓で参加したり、反町区民祭りの子育てイベントに職員が参加するなどして地域との交流を行うことができていました。 ・必要に応じて、横浜中央児童相談所、横浜市東部地域療育センター、その他関係機関や施設等の情報を提供し、相談・利用を勧めています。 			

【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b	a
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受け入れについての体制が整備されている。		
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受け入れについての体制が十分に整備されていない。		
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。		
①	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○	○
②	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	○	○
③	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○	○
④	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		○?
⑤	学校教育への協力を行っている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア等に対する受け入れマニュアル」に、ボランティア、地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢が明文化されています。 ・ボランティア受け入れについて、オリエンテーション、事前説明、守秘義務等に関する事項が記載されたマニュアルが整備されています。 ・保育補助等のボランティアを受け入れた際には、オリエンテーションの中で、必要な研修、支援を行っています。 ・学校教育への協力として、中学校のキャリア教育のひとつである「職場体験」を受け入れています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		自己評価	第三者評価
【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a	a
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
①	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○	○
②	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○	○
③	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○	○
④	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○	○
⑤	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	—	—
⑥	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県子ども家庭支援課、横浜市こども青少年局、横浜中央児童相談所、横浜市東部地域療育センター、各種病院等の地域の社会資源をリスト化し、個々の子ども、保護者の状況に対応できるよう、職員会議等説明するなどして、職員間で情報の共有化を図っています。 ・神奈川県園長会、幼保小連携事業、地域の関係機関、団体と定期的な連絡会等を行っています。 ・神奈川区の「白幡地区養育支援連携会議」に参加し、協働して具体的な取り組みを行っています。 ・家庭での虐待の疑いや見守りが必要な場合には、神奈川県子ども家庭支援課、横浜中央児童相談所と連携をとる体制になっています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		自己評価	第三者評価
【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
①	保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○	○

②	保育所のもつ機能を地域に還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○	○
③	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するため、園長が神奈川区園長会、幼保小連携事業等に参加し、5歳児担任が年長児担当者連絡会に参加しています。 地区担当の保健師、ソーシャルワーカー、相談員と連携を図り、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。 地域住民からの随時の育児相談を受け付けています。また、現在はコロナ禍のため、Web開催となっていますが、コロナ禍前は、ほっと ROOM（子育て支援事業）を月に2回開催し、地域の親子が来園して一緒に遊んだり、友達作りや、情報交換、子育て交流の場として、提供していました。 			

【27】Ⅱ-4-(3)-②		b	a
地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。			
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
①	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。		○
②	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○	○
③	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。		○
④	保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○	○
⑤	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 公益的な地域での事業・活動として、随時の育児相談、赤ちゃんの駅、実習生受け入れ、中学生の職場体験等を実施しています。 中期計画、事業計画の中で、ほっと ROOM（子育て支援事業）のさらなる充実、育児講座、交流保育の開催等、把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動が明示されています。 町内会の会長、副会長と、地域の防災対策や、住民の安全・安心のための備えや支援の取組（AEDの使用、避難食・おむつの提供等）について話し合う機会を今年度持ち、具体的な支援等の検討を行っています。 			

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		自己評価	第三者評価
【28】Ⅲ-1-(1)-①		b	a
子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。			
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	

①	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○	○
②	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○	○
③	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。	○	○
④	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。		○
⑤	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○	○
⑥	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	○	○
⑦	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	○	○
⑧	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針、保育目標に子どもを尊重する保育の実践について明記しています。職員には職員会議の中で周知し、共通の理解となるようにしています。 ・保育業務基準、職員倫理規程を策定し、子どもを尊重した保育、基本的人権への配慮と対応等について具体的内容と基準を示し、職員としてあるべき姿を明示し、職員に周知しています。 ・子どもを尊重した保育を行うため指導計画が作成され、保育の標準的な実施方法として必要なマニュアルを作成しています。 ・子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議やクラスの話し合いの中で人権を尊重した対応をするように話し合っています。 ・子どもの尊重や基本的人権の尊重への配慮について、全体的な計画、年間指導計画、月案、週案等それぞれの計画に評価・反省欄があり、職員は日々の保育の中で定期的に振り返り、次の計画に反映しています。また毎年行っている園の自己評価では「子どもを尊重」「子どもの人権を尊重」「性差への先入観」「異文化の受け入れ」について評価し、改善方法を明記しています。 ・子ども同士のトラブルの時には安全を第一に、子どもの心の育ち（主体性）と相手の気持ちを思いやれるよう配慮しています。 ・制作するときの色選びや整列するときの並び方、行事や遊びなどの選択等、性差を感じることなく活動ができるように配慮しています。 ・保育理念に「子どもたちが自己も他者も大切に」することが謳われています。入園前に保護者に説明し、理解を得るようにしています。 			

29】Ⅲ-1-(1)-②		a	a
子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。			
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
①	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○	○
②	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	○	○
③	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	○	○
④	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護について「守秘義務およびプライバシーに対する保育者の理解」というマニュアルを整備し、社会福祉事業に関わるものとしての姿勢を明記し、職員会議等で職員に周知しています。 ・おむつ交換時には部屋の隅で交換したり、障がい児の導尿時はトイレ脇にカーテンで目隠しをし、おむつを交換しています。水遊びのときはフェンスにブルーシートで目隠しし、裸の時間をできるだけ短くするなどプライバシー保護に努めています。 ・園のしおりに個人情報の取り扱いについて記載し、子どもの写真を掲載することについては「個人情報及び肖像権使用についての同意・確認書」で確認しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	自己評価	第三者評価
【30】Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
判断基準	a 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
①	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○ ○
②	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○ ○
③	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○ ○
④	見学等の希望に対応している。	○ ○
⑤	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川区役所、白幡地区センターにパンフレットを置き、ホームページに園の情報を掲載して多くの人が見ることができるようにしています。 ・写真を多用した保育所を紹介するパンフレットを作成しています。ホームページには園の基本情報、特徴、年間行事等詳しく説明しています。園見学の方法や紹介動画も掲載しています。 ・利用希望者にはパンフレットを渡し、質問に答えながら見学をしてもらっています。 ・見学希望者は事前に予約を受け付け、できるだけ希望の日時に合わせて園長、主任が3、4組ずつ対応しています。 ・園のしおり、パンフレット等の情報提供の内容は、毎年職員の意見を聞き、主任が中心に見直しています。 		

【31】Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
判断基準	a 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
①	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	○ ○
②	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○ ○
③	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○ ○
④	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○ ○
⑤	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○ ○

【判断した理由・特記事項等】	
<コメント> ・入園説明会時に園のしおりをもとに保育内容を説明し、保護者の同意を得ています。園のしおりはカラー印刷で重要な箇所は赤字で示しています。手書きの図やイラストを使い、わかりやすくなっています。入園後は懇談会で園長が保育内容の変更点などを保護者に伝えています。 ・入園説明会の後に入園面接を行い、保護者が理解しやすいように配慮しています。 ・保育の開始・変更時には、保護者に同意を得たうえでその内容を書面に残しています。 ・配慮が必要な保護者には個別に分かりやすく説明しています。言葉を理解しづらい外国籍の保護者に対しては、わかりやすい言葉で伝えたり、電話等で個別に説明しています。	

【32】Ⅲ-1-(2)-③		b	b
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。			
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
①	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。		
②	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		○ ○
③	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント> ・途中で園を変更する場合は、保護者の同意、区役所の依頼があれば、療育センターなどの関係機関に相談して、必要に応じて引継ぎ文書を提出する場合があります。 ・退園や卒園後も子どもや保護者に対して、園長や職員に気軽に相談できることを口頭で伝えています。また、転園先から園児の状況について照会があった場合は、保護者の了解を得たうえで、その内容を文書にして伝える場合があります。 <提言> ・転入先等で子どもがスムーズに生活できるように、また終了後の相談体制について、文書を作成することが望まれます。			

(3) 利用者満足の上昇に努めている。		自己評価	第三者評価
【33】Ⅲ-1-(3)-①		a	a
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。			
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
①	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		○ ○
②	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		○ ○
③	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。		○ ○
④	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。		○ ○
⑤	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。		○ ○
⑥	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		○ ○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の保育の中で、職員は子どもの発する言葉や表情から気持ちを汲み取ったり、保護者に子どもの様子を聞くなど、子どもの満足を把握するようにしています。 ・行事後のアンケート、年1回の個人面談、年2回の懇談会等から、保護者の満足度の把握に努めています。 ・行事後のアンケートはコドモン・ICT担当職員が集計し、園長・主任が結果を分析し、職員会議で検討し、改善に取り組んでいます。アンケートの結果から、発表会の観覧席を増やしたため、どの保護者からも子どもの姿が見えやすい位置に椅子を置くなど、職員間で最善の方法を話し合い、改善しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		自己評価	第三者評価
【34】Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。		
	b 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。		
①	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○	○
②	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	○	○
③	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○	○
④	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○	○
⑤	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	○	○
⑥	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	○	○
⑦	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・要望等の解決責任者は園長で、受付窓口は主任です。第三者委員2名の氏名・連絡先を園のしおりに明記し、入園説明会で保護者に説明しています。また神奈川区こども家庭支援課保育教育担当に相談できることを明記しています。玄関に「ご意見・ご要望について」を掲示し、保護者はいつでも確認できるようにしています。 ・ご意見箱、行事ごと及び全体的なアンケートなどがあり、保護者は苦情を申し出しやすいようになっています。アンケートは無記名で提出も可能です。 ・苦情受付状況や解決内容を「相談・苦情対応記録」に記録しています。 ・苦情の内容と対応策は、プライバシーに配慮して、支障がない場合はホームページで公表しています。 ・保護者からの苦情は職員会議で検討し、保育の質の向上につながるようにしています。

【35】Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		a	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。		
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。		
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。		
①	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○	○
②	保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○	○
③	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○	○

【判断した理由・特記事項等】	
<コメント> ・相談や意見を述べる複数の方法をわかりやすく図に示した「ご意見・ご要望について」を玄関に掲示しています。園のしおりに明記し、神奈川区こども家庭支援課、第三者委員等複数の窓口があることを、入園説明会で保護者に説明しています。 ・事務所や保育室の空いている部屋を利用し、相談者が安心して相談できるようにしています。日常的に保護者からの相談・意見等は ICT アプリの入力や電話、個人面談等で受けており、保護者には相談しやすい環境となっています。	

【36】Ⅲ-1-(4)-③		a	a
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。			
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
①	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○	○
②	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○
③	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○	○
④	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○
⑤	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○	○
⑥	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】	
<コメント> ・職員は保護者と日ごろから信頼関係を築き、送迎時や個人面談、懇談会等の際に、保護者が相談や意見・要望を話しやすい雰囲気づくりに配慮し、傾聴に努めています。 ・玄関に意見箱の設置、行事ごと及び全体的なアンケートの実施等を通して、保護者の意見の把握に努めています。 ・相談・苦情解決実施規程、保育業務基準に沿って、保護者から相談や意見があった時には職員が迅速に対応し、内容により職員会議で話し合い、改善策を保護者に伝えています。「相談・記録対応記録」に相談の申出から対応までを記録しています。 ・相談内容によっては検討が必要となるため、保護者に説明し、できるだけ早く回答できるように努めています。 ・マニュアルの見直しは、相談があった時にその事例ごとに見直しています。法人の作成したマニュアルは法人で見直しています。	

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		自己評価	第三者評価
【37】Ⅲ-1-(5)-①		a	a
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。			
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
①	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○	○
②	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○	○

③	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○	○
④	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○	○
⑤	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○	○
⑥	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントに関する責任者は園長です。 ・危機管理マニュアル、事故防止対応マニュアル、救急対応マニュアルがあり、それをもとに園内研修を実施しています。危険箇所の見直し・確認や散歩記録の人数確認について職員に周知徹底しています。 ・環境担当職員（園庭安全管理・保育室安全管理）が月1回安全点検チェック表をもとに、子どもの安心・安全確保のため園内・園庭を点検し、危険箇所があれば速やかに園長、主任に報告しています。定期的に評価、見直しを行っています。 ・事故報告書やヒヤリハット報告書のほか、全保協ニュースや報道などで収集した事例をもとに職員会議や昼のミーティングの中で安全対策について話し合い、安全確保と事故防止に努めています。法人としては各園の環境担当職員が集まり、防災安全対策会議を開催し、改善策、再発防止に取り組んでいます。 ・職員に対してはAEDの使い方の園内研修を行っています。またお散歩マップを作成し、写真を貼って危険個所の確認を行い、散歩時に通る道等の安全を職員間で確認し合う勉強会を行っています。 			

【38】Ⅲ-1-(5)-②			
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
①	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○	○
②	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○	○
③	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○	○
④	感染症の予防策が適切に講じられている。	○	○
⑤	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○	○
⑥	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○	○
⑦	保護者への情報提供が適切になされている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の責任者は園長です。感染症マニュアルを作成し、予防対策や発生時の対応方法を明記しています。 ・看護師が中心となり、嘔吐物処理の方法について園内研修で職員は共有しています。 ・感染症の予防策として、子どもに手洗い、うがい等の習慣を身に付けられるようにしています。職員及び幼児クラスのマスク着用、手指の消毒、保育室の室温、換気、加湿、保育室の環境整備の徹底、消毒薬を使った拭き掃除等を行っています。保護者には子どもの朝の体温を記載してもらい、園内に入る場合は手指の消毒をお願いしています。 ・感染症が発生した場合は、玄関に掲示するとともに連絡メールで保護者に周知しています。 ・感染症マニュアル、「ほけんのしおり」は毎年見直しています。 ・保護者には「ほけんのしおり」を配付しています。感染症について、園での感染症予防対策、新型コロナウイルスについて、子どもがかかりやすい感染症等について説明し、感染症の登園基準を明記しています。看護師は年4回ほけんだよりを発行し、その時期に多い感染症の症状や予防のポイント、感染症の発症状況等の情報提供を行っています。 			

【39】Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
①	災害時の対応体制が決められている。	○	○
②	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。		○
③	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○
④	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○
⑤	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理マニュアルの「災害（地震、火災、風水害）対策」に災害時の対応について文書化し、職員に周知しています。防災・安全対策担当職員が中心となり、避難経路を定期的に確認し、日頃から安全確保について話し合っています。 毎月避難訓練（地震、火災）を実施し、その都度振り返りを行い、検討事項があれば改善しています。津波が想定される地域にあり、災害時は基本的に園に待機することになっています。 園のしおりに非常事態発生時の対応や地域避難場所、地域防災拠点を記載し、保護者に周知しています。災害時等非常事態の際は、携帯メール配信システムと災害用伝言ダイヤルを利用して、安否確認する体制があり、職員、保護者に周知しています。 食料品や備品の備蓄品点検表を作成し、栄養士と防災（備蓄確認）担当職員が管理しています。 防災計画を整備し、近隣の町内会とは防災対策を話し合ったり、子どもたちに消火器の玩具を提供してもらするなど連携をとっています。コロナ禍のため消防署や地域の防災訓練に参加できていません。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ウイズコロナに向け、地域の避難訓練について、地域住民と連携して行える体制作りが望まれます。 			

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		自己評価	第三者評価
【40】Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		a	a
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
①	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○	○
②	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○	○
③	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方法を講じている。	○	○
④	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○	○
⑤	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 保育の水準・内容を一定に保つための標準的な実施方法を明文化したもの（＝保育園業務マニュアル）として、基本となる「保育業務基準」「危機管理マニュアル」「事故対応マニュアル」「虐待マニュアル」「衛生マニュアル等の各種マニュアル、保育の手順等を定めた「呼吸チェック」「おむつ交換」「嘔吐物処理」「手洗い手順」等の各種手順書が文書化されています。 			

- ・各種マニュアル、手順書には、子どもの尊重を第一に考え、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されています。
- ・保育業務基準、その他各種マニュアル、手順書は事務室の書棚に保管しており、各保育室にもマニュアルや手順書の主要部分を抜粋して作成したものを置いています。職員はいつでも閲覧することができます。
- ・園長は主任と連携して、日々の保育の様子を観察し、手順書等の実施方法にそぐわない保育が提供されている場合は、直接指導を行い、全員に知ってもらいたいような事項は、職員会議やミーティングで話し合うようにしています。
- ・園長は、保育が画一的なものとならないよう、標準的な実施方法に基づいて行う保育は、一定の水準・内容を保ったうえで、例えば、食事の介助、トイレトレーニング等について、それぞれの子どもの個性に配慮した対応を行うように指導しています。

【41】Ⅲ-2-(1)-②		a	a
標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。			
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
①	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○	○
②	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○	○
③	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	○	○
④	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルの検証、見直しに関する担当は主任です。現在、法人の業務マニュアルを参考に、園のマニュアルについて、全面的に見直しを行なっているところです。 ・マニュアルの検証・見直しは、定期的に行い、変更する場合は職員会議で確認し、変更内容を周知しています。 ・指導計画の中の「子どもの姿」や「評価・反省」の内容から、保育実践や環境設定が子どもにとってふさわしかったか等を、職員会議やミーティングで話し合っています。研修などで得た情報、例えば、「夏の外遊び、水遊びは暑さ指数を確認の上、保育内容（時間等）を決める」などについては、職員会議で周知確認を行い、手順書に反映させています。 ・保護者からは、懇談会やアンケート、送迎時の会話などから意向や意見を聞き、個別指導計画に反映しています。 			

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		自己評価	第三者評価
【42】Ⅲ-2-(2)-①		a	a
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。			
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
①	指導計画作成の責任者を設置している。	○	○
②	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○	○
③	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○	○
④	全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。	○	○
⑤	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が個別の指導計画等に明示されている。	○	○

⑥	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○	○
⑦	指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	○	○
⑧	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成責任者は園長です。 ・入園時に児童票・園児健康台帳・新規入所時質問票（0歳児、1歳児）、入所までの状況票（2～5歳）等の書類の提出を受けています。また、同時に個別面接を行い、子どもの発達状況、睡眠や排泄状況等や保護者の意向を確認して、今後の保育実施上のニーズを把握しています。 ・入園時に、アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては、必要に応じて栄養士や看護師を交えての面談を行い、助言を得て、その後の指導計画に反映しています。 ・各指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じて作成しています。 ・子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れ、0～2歳児は月間個別指導計画を作成しています。また、障がい児については、横浜市東部地域療育センターの理学療法士やこども医療センターの医師・看護師と連携をとりながら月間個別保育計画を作成しています。 ・月間指導計画は、当月のねらいや保育士の関わり・配慮内容、保育士の援助・環境構成等に対する保育実践について、月末に評価・反省を行い、次月の指導計画を作成しています。週案、日案（保育日誌）についても、保育実践に対して振り返りと評価を行い、次週、翌日のねらいを立てる仕組みが構築されています。 ・保育園だけでは支援困難な場合には、必要に応じて横浜市神奈川区保健センターや横浜市東部地域療育センター等と連携をとり、適切な保育が行われるようにしています。 			

【43】Ⅲ-2-(2)-②		a	a
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。			
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
①	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○	○
②	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○	○
③	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	○	○
④	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○	○
⑤	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画は年度末に、月間指導計画は月末に、週案は週末に、保育日誌は毎日、評価、反省を行っています。 ・指導計画については、問題点や課題等が出る都度、必要に応じて、職員会議で見直し、変更が生じた場合は、職員会議議事録に記載し、職員に周知・確認をしています。 ・週案等は、天候や子どもの興味関心等によって、計画を柔軟に変更しています。変更はコドモンで修正を行いますが、修正前についても削除されずに計画に残りますので、何をどのように変更したかが明確にわかる仕組みになっています。 ・指導計画の評価・見直しにあたっては、具体的な保育の内容・活動、環境構成、保育士の配慮・援助等が十分であったかなど、課題を明確にするようにしています。実際の指導計画の評価でも「食事面では、姿 			

勢、スプーンの持ち方が課題となる。もう少し少人数で丁寧に食事指導できるようにしていきたい(2歳児)」「天気や気温を見ながら夏ならではの遊びも取り入れ過ぎていきたい(3歳児)」等、保育の質の向上に関わる課題等を明確にしています。

- ・評価結果、課題を次月、次週のねらいに反映するようにして、次の指導計画の作成に生かしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		自己評価	第三者評価
【44】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。		
	b 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。		
	c 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。		
①	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○	○
②	個別の指導計画にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	○	○
③	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○	○
④	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○	○
⑤	情報共有を目的とした会議の定期的な開催の取組がなされている。	○	○
⑥	コンピューターネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、児童票、経過記録、健康の記録に記録しています。 ・0～2歳児は月間個別指導計画を作成し、毎日の保育内容は保育日誌、個別の連絡帳に記録をしています。また、障がい児については月間個別保育計画を作成しています。職員は記録をいつでも閲覧することができます。 ・職員間で記録の書き方に差異が生じないように、園長、主任が指導し、担任同士でも確認し合っています。 ・園長は、職員への情報伝達にあたっては、「伝えてはならない情報」「担当者に留めてよい情報と責任者等に伝える情報」「速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容」などを明確に分別し、必要な情報が的確に伝わるようにしています。 ・職員会議は月1回、ほほえみ会議(若年職員、栄養士)は月1回、ICT会議、乳児・幼児ミーティングは適宜開催し、情報を共有しています。 ・職員間の情報の共有は、お残りノートで行っています。 			

【45】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。		
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。		
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。		
①	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○	○
②	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○	○
③	記録管理の責任者が設置されている。	○	○
④	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○	○
⑤	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○	○
⑥	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○	○

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

- ・運営規程や個人情報保護規程に、子どもの記録等個人情報の保存や管理、開示、第三者への情報提供制限等が記載されています。
- ・個人情報保護規程に、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されています。
- ・子どもに関する記録の管理責任者は園長です。
- ・職員に対しては、適宜、職員会議の中で個人情報保護について説明し、話し合いを行っています。また、職員は守秘義務に関し、入職時に誓約書を法人へ提出しています。
- ・個人情報取り扱いについて、保護者に対して入園時に説明しています。ホームページの写真掲載については保護者に合意書で確認し、保護者が行事等で撮影した写真や動画について SNS 等に掲載しないように、注意を促しています。

内容評価（20 項目）

A-1 保育内容

(1) 全体的な計画の作成		自己評価	第三者評価
【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		a	a
判断基準	a 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。		
	b 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。		
	c 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。		
①	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	○	○
②	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	○	○
③	全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	○	○
④	全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	○	○
⑤	全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント>			
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念等を踏まえ、保育所保育指針に基づき、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。 ・全体的な計画は、保育理念「子どもたちが自己も他者も大切に、自分らしく幸せに生きる力を育む」および保育目標・保育方針に基づき、子どもの最善の利益を考慮して作成しています。 ・全体的な計画は子どもの発達過程、子どもの家庭状況や7時から19時までの保育時間、保護者・地域への支援等を考慮して作成しています。 ・全体的な計画は、園長が立案した原案をもとに、職員会議等で見直しや修正、追加事項がないかを話し合ったうえで園長が作成しています。 ・全体的な計画は、年度末に見直し、振り返りを行い、次年度の計画に反映しています。 			

(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		自己評価	第三者評価
【A2】A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a	a
判断基準	a 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		
	b 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。		
	c 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。		
①	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	○	○
②	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	○	○
③	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	○	○
④	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	○	○
⑤	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	○	○
⑥	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 各保育室に空気清浄機や加湿器などを備え、夏場は 27℃、冬場は 24℃としています。子どもの様子や温湿度計を見ながら調節しています。開園時に窓を網戸にし、日中は定期的に窓を開け換気をしています。採光はカーテンで調節しています。近隣の住宅に接しており高齢者が多いことから、ダンスの音楽等は程よく心地よい音量に調節し、運動会などの行事の前や木の消毒の際は、お手紙を配付し近隣住民の理解を得られるようにしています。 寝具は布団を使用し、月に1度業者による布団乾燥を行っています。使用済みのおむつは園で処分しています。トイレや共用部分は当番が清掃し、掃除チェック表に記録しています。 低い家具・棚を置いて子どもにとって圧迫感の無い空間を作るとともに、子どもに見えやすい位置に玩具を置いています。玩具は子どもの成長に応じた安全なものを備え、ゴザやマット、パーテーションで遊びのコーナーを作り、子どもたちは少人数で遊びに集中できるように環境を整えています。 テラスやゴザの上で、子どもがくつろいだり落ち着ける空間を作っています。 0~2歳児クラスは同じ保育室内ですが、食事と睡眠の場所は別にしてあります。幼児クラスは子どもが着替えている間に保育室を片付け、睡眠の場を確保しています。 トイレは乾式の床を取り入れ、衛生面に配慮しています。トイレの扉にはクッションを使い、子どもが指を挟んでケガをしないようにしています。手洗い場、トイレを含めて掃除チェック表を用いて園内は清潔が保たれています。 			

【A3】A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a	a
判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		
	b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。		
	c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。		
①	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	○	○
②	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	○	○
③	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	○	○
④	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	○	○
⑤	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	○	○
⑥	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に提出される児童票、健康台帳等から子どもの様子、家族関係、健康状態を把握しています。入園前の面接では、入所時質問表を使い、授乳、離乳、生活のリズムと留意点、アレルギー、慣らし保育等について保護者から情報を収集し、把握しています。入園後は連絡帳や送迎時の会話、個人面談を通して子どもの状況を把握し、毎月の個別の指導計画に反映しています。 ・職員は子どもと話すときには子どもの目線に合わせ、子どもが何を求めているかを考え、子どもの思いをしっかり受け止めるようにしています。日ごろから子どもと信頼関係を築き、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、一人ひとりに寄り添った応答的な関わりを大切にしています。 ・自分を表現する力が十分でない子どもには、表情等から子どもの気持ちを汲み取り、声かけをしたり共感し、代弁するなど担任だけでなく、全職員で見守っています。 ・職員は保育業務基準にもとづき、わかりやすい言葉で、やさしく、丁寧に、正しい言葉遣いで話すように心がけています。職員にはせかず言葉や制止する言葉、否定的な言葉、流行り言葉を不必要に使わないよう伝えていきます。

【A4】 A-1-(2)-③		a	a
子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a	a
判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
①	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	○	○
②	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	○	○
③	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	○	○
④	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	○	○
⑤	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に合わせて必要な生活習慣が身につくよう、配慮しています。トイレトレーニングについては、子どものサイン、保護者の要望をもとに、子どものやる気や気持ちを大切にしています。行きたくない子どもには無理強いさせないようにしています。保育日誌に「初めてトイレに行った」などの様子を記載し、職員間で共有しています。 ・子どもが自らやってみたいと思ったことを、職員は見逃さず、見守り、協力し、全職員で共有しています。子どもの苦手な食事は無理強いしませんが、励ましながらいち口食べてみるように声掛けしています。 ・0～2歳児においては連絡帳で睡眠時間を把握し、一人ひとりの状況に応じて室内でゆったりとした時間を過ごしたり、休息や睡眠がとれるようにしています。 ・基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、2～5歳児クラスは看護師による歯磨き指導、手洗い指導を行い、健康な身体のために手洗い、うがい、はみがきが大切なことを知らせています。5歳児クラスは「基本的な生活習慣や態度を身につけ、見通しをもって主体的に活動する」を年間目標に掲げ、自分でできることが増え、何事にも意欲的に取り組み、期待をもって過ごすよう取り組んでいます。

【A5】 A-1-(2)-④		a	a
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。			
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
①	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	○	○
②	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	○	○
③	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	○	○
④	戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。	○	○
⑤	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	○	○
⑥	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	○	○
⑦	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	○	○
⑧	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	○	○
⑨	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	○	○
⑩	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが安心できる環境の中で、子どもの年齢や発達に応じて興味・関心が持てるように、玩具や絵本を子どもの目に見える高さの棚に置き、子どもが自分で触れたり、取って遊べるようにしています。教材担当職員は、子どもが興味を示さなくなった玩具を交換したり、発達に合った玩具との交換を検討しています。また壊れたおもちゃや絵本を修理したり、新しいものと交換するなど管理しています。 子どもがやりたいことを自ら決められるように、遊びごとのコーナーを作ったり、パーテーションやマットで集中して遊べるように配慮しています。職員は子どもの遊ぶ様子を見守り、言葉をかけ、子どもが安心して遊べるように配慮しています。5歳児クラスは運動会の跳び箱の競技の中で、飛ぶ直前に何段跳ぶか自分で決めてから跳び箱を飛ぶなど、子どもが自発性を発揮できるようにしています。 天気の良い日にはできるだけ園庭やテラス、屋上、公園等戸外で遊ぶ時間をとるようにしています。鬼ごっこや追いかけっこ等、身体全体を使って遊べるようにしています。3～5歳児クラスは週1回、専任講師による体操教室があります。 運動会のリレーで、入場した子どもたちはその場でサークルタイム（相談する時間）を行い、走る順番を決めてからリレーを行っています。発表会の出し物を決める際、子どもが着たい衣装を決めてから、どんな内容の話にするかを考え、子どもたちが協同して制作しています。 ドッジボールやリレー、鬼ごっこ等ルールのある遊びを通じて、社会的ルールや態度を身に付けられるように配慮しています。職員は公園までの道の歩き方や公園での遊び方等のルールを子どもたちに伝えています。 オクラ・ピーマン・きゅうり等の野菜を栽培し、収穫を楽しんでいます。公園では落ち葉やドングリを拾ったり、虫と触れ合っています。アゲハチョウの幼虫、カブトムシ、ザリガニなどを飼育する等子どもたちは身近な自然と毎日触れ合っています。 散歩で出会う地域の人たちと挨拶を交わすほか、運動会に地域の高齢者を招待したり、人形劇に地域の人を招待していましたが、コロナ禍のため現在は行っていません。 子どもたちが自由に絵を描いたり、制作活動ができるように色鉛筆、クレヨン、折り紙、廃材等を用意し、安全に配慮しながら、子どもが使いたい時に使えるようにしています。 			

【A6】 A-1-(2)-⑤		a	a
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	

①	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	○	○
②	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	○	○
③	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	○	○
④	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	○	○
⑤	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	○	○
⑥	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

- ・月齢などの発達状況に応じて、ハイハイやつかまり立ち、歩くなど探索活動や遊びが主体的に行えるように畳のスペースを作るなど安全な環境に配慮しています。保護者が連絡帳に記載した家庭での様子をもとに、担当職員は子どもの活動の様子を見ながら一日の過ごし方を考え、子どもにとって無理のない生活となるように工夫しています。
- ・子どもがゆったりと安心して過ごせるように、職員は子どもの表情をよく観察し、喃語などに応えるなど、保育士が応答的に関わり、生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら、愛着関係を形成しています。
- ・保育室内は遊び、食事の場と睡眠の場を分け、子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。一人ひとりの様子に合わせ、安全で扱いやすい大きさの玩具を子どもが自分で手に取れる位置に備えています。音の出る玩具、引っ張ったり押したり回したりできる手作り玩具、感触を楽しむ玩具などを備え、遊びを豊かにしています。
- ・個々の発達に応じた個別指導計画や日誌があり、送迎時の申し送り、連絡帳等から子どもの生活のリズム、体調などを保護者と共有し、連携を密にしています。

【A7】A-1-(2)-⑥			
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a	a

判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮がされていない。		

①	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	○	○
②	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	○	○
③	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	○	○
④	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	○	○
⑤	保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。	○	○
⑥	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	○	○
⑦	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

- ・年齢ごとの月間指導計画のもと、養護と教育が一体的に展開されるように具体的に目標設定しています。遊びや生活の中で子どもが自分でしようとしているときには、そばで見守りながらじっくりと取り組めるように支援しています。個々の成長を見極めながら、自分でできた時には褒め、喜びを共有しています。
- ・子どもの手の届く場所に玩具を置き、子どもの発達や興味に合わせて玩具やコーナーの見直しを行い、安全に配慮しながら、好きな遊びや探索活動をじっくり楽しめるように環境を整備しています。園庭や公園では、季節の移り変わりを感じながら、子どもたちは落ち葉や木の実を拾ったりして感触を楽しんでいます。
- ・安心できる職員との関わりの中で、1歳児は簡単な身の回りのことに興味を持ち、自分でしようとする気持ちを育めるように援助しています。2歳児は身の回りのことを行い、「自分でやりたい」気持ちを受け止め、自分でできた喜びを職員と共感しながら自信につなげていくように支援しています。
- ・子ども同士の関わりの中で、友達と関わりたい思いを受け止め、職員が代弁したり、相手の思いを伝えたり、仲立ちしながら自分の気持ちを友だちに伝えられるように援助しています。
- ・園庭での自由遊びや散歩では、日常的に異年齢の交流があります。栄養士や調理師、体操教室の専任講師など保育士以外の園で働く大人や、手品、歌などのボランティアとも積極的に関わる機会を持つようにし

ています。

- ・連絡帳や送迎時のやりとりのほか、ドキュメンテーションでクラスの様子を写真付きで知らせており、保護者はその日の子どもの様子を把握できるようにしています。また年1回の個人面談を行っています。必要に応じて園から声をかけ、面談をお願いすることもあります。

【A8】 A-1-(2)-⑦			
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮がされていない。	
①	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
②	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
③	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
④	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人差が大きい3歳児の保育では、一人ひとりの成長や発達に合わせ、1対1で丁寧に個別対応するように援助しています。食事や排泄、着替え等が自分でできるようになってきた子どもたちは、できたことに自信を持ち、満足感・達成感を感じられるように支援しています。遊びにおいてはごっこ遊び、見立て遊び、電車遊び等、自分の好きな遊びを十分に楽しんでいます。好きな遊びをする中で、友達と一緒に遊ぶことを喜んだり、友達の遊びに近づいて仲間に入って遊ぶことで、集団遊びにつながるよう取り組んでいます。 ・4歳児の保育は、さまざまな遊びや生活の中で友達と考えを出し合い、工夫しながら挑戦したり、遊びを広げられるように援助しています。友達との関わりの中で簡単なルールを知り、ルールを守ることでみんなが楽しく遊べることに気付けるようにしています。「だるまさんが転んだ」のルールを理解し、友達と一緒に楽しみながら遊んでいます。 ・5歳児の保育は、さまざまな行事において友達と相談し、協力して進めるようにしています。運動会ではリレーの直前にサークルタイムを行い、走る順番を決めたり、マット・跳び箱、鉄棒の中から子ども自身が「〇〇を頑張りました」などのようにみんなの前で表明し、できることを見てもらいました。友達とのトラブルにおいては自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の気持ちを考えたり、認め合いながら友達と共に遊びを深めるようにしています。職員はすぐに介入せず、お互いが納得できるように仲立ちし、一緒に考えたり、共感しながら子どもたち同士のやりとりを大切に、心の成長につなげています。 ・5歳児の保育の状況については、幼保小連絡会で園の子ども様子を伝えています。 			

【A9】 A-1-(2)-⑧			
障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a	b
判断基準	a	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
①	建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。	○	○
②	障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	○	○
③	計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。	○	○

④	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	○	○
⑤	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	○	○
⑥	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	○	○
⑦	職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	○	○
⑧	保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	○	

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

- ・園は2階建てで、玄関はスロープになっています。多目的トイレ、エレベーターはありませんが、階段には手すりを設置し、職員が抱っこで移動するなど障がいに応じた環境を整備しています。
- ・障がいのある子どもについて、子どもの状況に配慮した「個別保育計画」を作成し、クラスの指導計画と関連づけています。
- ・クラス全体の計画の中で、子どもができること、やりたいことに無理のない範囲で自主的に参加しています。毎月の個別保育計画に先月の子どもの姿、その月のねらい、保育の内容、健康・安全、食育、援助と配慮、家庭、療育機関との連携について記載し、子どもの成長に応じた保育が行われるようにしています。日々の保育の様子は個別の日記に記録しています。
- ・集団生活を共に過ごす中で、障がいのある子どもと他の子どもが、隔たりなく日常生活を送れるように配慮しています。3歳児クラスは子ども同士の関わりに注意し、安全に楽しめるようにしています。4歳児クラスは個々の意思がはっきりしてくる年齢のため、障がいのある子どもの病気のこと、おむつを交換しななければならないこと等を子どもたちに説明し、互いに認め合い、育ちあえるよう心がけています。
- ・連絡帳、個人面談、朝夕の送迎時に保護者から話を聞いたり、園での様子を伝え、保護者の不安に寄り添ったり、適切な援助に努めています。
- ・横浜市東部地域療育センターのソーシャルワーカーや理学療法士の訪問を定期的に受け、関わり方等についてアドバイスを受けています。
- ・職員はキャリアアップ研修や外部の研修を受講し、障がいのある子どもの保育について必要な知識や情報を得ています。

<提言>

- ・障がい児保育について、重要事項説明書に分かりやすく記載し、保護者に理解を得ることが期待されます。

【A10】 A-1-(2)-⑨

それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

a

判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。		
①	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	○	○	
②	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	○	○	
③	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	○	○	
④	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	○	○	
⑤	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	○	○	
⑥	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	○	○	
⑦	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	○	○	

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

- ・保育時間の長い子どもに配慮し、デイリープログラムや週案は子どもが安心して心地よく過ごすことができるよう、ゆったりとした計画になっています。
- ・子どもの体調を配慮しながら、子どもが穏やかに安心して過ごせるように環境を整備し、一人ひとりの様子に応じて静かな保育に努めています。
- ・0~2歳児にも安全な玩具や絵本を用意しています。午前中雨天により外遊びができなかったときは、おやつ後から外遊びをして発散し、長時間保育の時間は室内で静かに過ごせるように配慮しています。

- ・延長保育の子どもには、食物アレルギー児でも食べられるせんべいなどの軽いおやつを提供しています。
- ・子どもの状況について、お残りノート（アプリ）に必要事項を記載し、遅番職員に口頭でも伝えてあります。保護者には口頭で伝え、チェックを入れ、伝え漏れがあった場合はその日のうちに電話で伝えてあります。

【A11】 A-1-(2)-⑩		a	a
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。			
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携、就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
①	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	○	○
②	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	○	○
③	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	○	○
④	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	○	○
⑤	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画や5歳児クラスの年間指導計画の中に、小学校との連携の取り組みが示され、地域の小学校と連携して交流する機会が盛り込まれています。またアプローチカリキュラムを作成し、無理なく就学できるように取り組んでいます。 ・近隣の小学校との交流会（学校探検）や散歩の途中で小学校を見学して、就学への興味や関心が深められるようにしています。生活面では1月から午睡時間をなくし、食事時間を早めたり、靴を立ったまま履く等就学に向けて取り組んでいます。 ・年明けの個人面談で、就学に向けて心配なことはないかなど保護者の相談に乗るように努めています。 ・幼保小連絡会では小学校教諭と意見交換や一緒に研修に参加しています。 ・5歳児の担任が保育所児童保育要録を作成し、主任が内容を確認して郵送しています。また小学校教諭とは就学する園児の情報交換会があり、電話による申し送りをすることもあります。 			

A-1-(3) 健康管理		自己評価	第三者評価
【A12】 A-1-(3)-①		a	a
子どもの健康管理を適切に行っている。			
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
①	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	○	○
②	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	○	○
③	子どもの保健に関する計画を作成している。	○	○
④	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	○	○
⑤	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	○	○
⑥	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	○	○
⑦	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	○	○
⑧	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	○	○

【判断した理由・特記事項等】	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理マニュアルがあり、それにもとづいて子どもの健康状態を把握しています。 ・保育中の子どもの体調悪化やケガについては、看護師が判断し、保護者に連絡したり、お迎え時に説明したりしています。次の登園時には保護者から様子を確認し経過観察をしています。 ・看護師が保健計画を作成しています。 ・入園時に保護者から提出された児童健康台帳で、子どもの心身の健康状態を把握しています。入園後の予防接種や疾病については ICT アプリに保護者に入力してもらい、子どもの健康に関する情報を把握しています。 ・ほけんだよりを年 4 回発行し、保護者に情報提供しています。 ・マニュアルがあり、職員には午睡チェックの意味を説明しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため呼吸チェックを行っています。0 歳児は 5 分ごと、1 歳児は 10 分ごとに呼吸と顔色、体位のチェックを行っています。 ・乳幼児突然死症候群については、ほけんのしおりに明記し、保護者に周知しています。 	

【A13】 A-1-(3)-②		a	a
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。			
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
①	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	○	○
②	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	○	○
③	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の身体測定、年 2 回の健康診断・歯科検診、3 歳児クラスの視聴覚検査、3～5 歳児の尿検査を行っています。結果は看護師が集計し、職員に周知しています。 ・歯科検診の結果を考慮して、2～5 歳児は看護師から歯磨き指導を受けたり、健康な身体づくりのため食育活動を行っています。 ・健診の結果、園全体に関わることについては園だよりやほけんだよりで保護者に知らせ、家庭での生活に生かされるようにしています。個人の結果については、健康診断結果表や歯科検診審査表に記入し、保護者に渡しています。 			

【A14】 A-1-(3)-③		a	a
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。			
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
①	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	○	○
②	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	○	○
③	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	○	○
④	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	○	○
⑤	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	○	○

⑥	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに「アレルギー対応マニュアル」を作成し、子どもの状況に応じた対応を行っています。 入園面接、提出書類でアレルギーの確認を行い、医師による「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導票」をもとにアレルギーのある子どもの保護者、栄養士、担任で面談を行い、アレルゲンとなる食材の確認をしています。入園後は毎月個別の献立表を作成し、保護者に確認してもらい、連携を密にしています。 除去食の実施については、職員会議で報告し、全職員が共有しています。個別の献立表は保育室にも置いています。朝ミーティングでその日のアレルギー食について、栄養士から話があり、全職員で確認しています。 食事の提供は給食担当者から配膳担当者、配膳担当者から担任が個人の献立表を読み上げながら、口頭と目視で食材の確認を行っています。食物アレルギーのある子どもの食事は専用のトレイにネームプレートを置き、除去食ごとに食器を色分けし、最初に配膳しています。食物アレルギーのある子どもには担当保育士が付き、食事前に間違いがないかを確認し、テーブルの上の物や他児のお代わり分を誤食しないように気を配っています。 職員はアレルギー疾患や慢性疾患の外部研修に参加し、職員会議で共有しています。 アレルギーについて、子どもが理解できる範囲で伝えたり、本人も意識ができるよう声をかけたりしています。保護者には食物アレルギーのある子どもへの対応などについて園のしおり（重要事項説明書）で説明し、理解を促しています。また園内にアレルギー疾患の子どもがいることを伝え、お菓子などを持ち込まないように伝えています。 			

A-1-(4) 食事		自己評価	第三者評価
【A15】A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a	a
判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。		
	c 食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。		
①	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	○	○
②	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	○	○
③	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	○	○
④	食器の材質や形などに配慮している。	○	○
⑤	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	○	○
⑥	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	○	○
⑦	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	○	○
⑧	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画に「食を営む力の基礎」欄、月案に「食育」の項目を設け、食を営む力の基礎力を培うために食育計画を作成しています。食育計画は月ごと、クラスごと、全体で構成され、子どもたちが食に関する豊かな体験ができるようにしています。 3～5歳児クラスは友達と話しながら楽しく食事ができるようにしています。0～2歳児クラスは静かに食事を楽しんでいます。 0～2歳児クラスでは職員は、手づかみでしっかり食べている子どもをほめたり、子どもが食べやすいようにスプーンですくって手に持たせるなど、食事の支援をしています。 3～5歳児は強化磁器の食器、0～2歳児は重さの関係でメラミンの食器を使用しています。0歳児と幼児食でない1歳児はワンプレートや両手マグにするなど、子どもの年齢に合わせて食器の大きさや形状を変えています。保護者と連携し、3歳から箸も一緒に使えるようにしています。 食欲等に応じて個別に盛り付け量を調整しています。3～5歳児クラスは自分から盛り付け量を職員に伝えるようにしています。 			

- ・1～3月には年長児に人気メニューや、もう1度食べたいものを尋ね、リクエストされた食事を提供しています。クリスマス会ではバイキングを提供しています。オクラ、ナス、キュウリなどを栽培し、トウモロコシ、そら豆の皮むきやお月見団子、クリスマスケーキ、おにぎりなどのクッキングを行っています。3～5歳児クラスは園庭のミカンの木に成ったみかんを食べ、味を確認するなど子どもが食について関心を深められるよう取り組んでいます。
- ・毎月給食だよりには給食のレシピや給食で提供した献立の豆知識等を掲載し、給食やおやつの写真を保護者に配信しています。年1回保育参観・参加ではおやつを試食会を行っていましたが、現在はコロナ禍のため中止しています。

【A16】 A-1-(4)-②		a	a
子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。			
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
①	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	○	○
②	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	○	○
③	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	○	○
④	季節感のある献立となるよう配慮している。	○	○
⑤	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	○	○
⑥	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	○	○
⑦	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント>			
<ul style="list-style-type: none"> ・2週サイクルの献立になっており、残食が多かった食事の次の提供時には、食材を小さく切ったり、軟らかく煮たり、味付けを変えるなど工夫しています。離乳食の進め方では保護者に「離乳食食材摂取状況」を提出してもらっています。担任と栄養士が確認し、保護者に承諾書を記入してもらい、家庭と連携をとりながら進めています。 ・毎月の給食会議では子どもの喫食状況が話し合わせ、栄養士は子どもの好き嫌いや食べる量等を把握し、残食量は給食日誌に記録しています。 ・ひな祭りのちらし寿司、七夕のそうめん、クリスマスランチ、誕生会のスイーツ等季節感のある献立となるようにしています。 ・せんべい汁などのご当地メニューを取り入れ、子どもたちに地域の食文化を紹介しています。 ・栄養士、調理師は子どもたちの食事の様子を見たり、好き嫌いや食事の感想を聞く機会を設けています。 ・衛生マニュアルに基づいて衛生管理が行われています。 			

A-2 子育て支援

(1) 家庭と緊密な連携		自己評価	第三者評価
【A17】 A-2-(1)-①		a	a
子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。			
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
①	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	○	○
②	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	○	○
③	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	○	○
④	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			

<コメント>

- ・送迎時に家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、0～2歳児は連絡帳で子どもの様子を伝え合い、幼児クラスは連絡帳アプリで保育の様子を伝えています。土曜日は連絡帳アプリは利用せず、0、1歳児は手書きの土曜連絡帳で情報交換を行っています。
- ・年2回の懇談会で各年齢の保育のねらいや取り組みについて伝えるとともに、月1回のクラスだよりやドキュメンテーションを配信するなど、保育の様子や子どもたちの心の育ちを保護者に伝えています。
- ・3～5歳児クラスの運動会・発表会、保育参観・参加等を通して、子どもの成長を確認する機会を設けています。
- ・個人面談の内容は面談記録、懇談会の内容は懇談会記録に記録しています。

(2) 保護者等の支援		自己評価	第三者評価
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a	a
判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。		
①	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	○	○
②	保護者等からの相談に応じる体制がある。	○	○
③	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	○	○
④	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	○	○
⑤	相談内容を適切に記録している。	○	○
⑥	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<コメント>			
<ul style="list-style-type: none"> ・職員は保護者の話を傾聴し、笑顔を意識して温かい雰囲気の中で保護者と関わり、信頼関係を築くように心がけています。 ・個人面談は年1回としていますが、面談期間以外も保護者の要望に応じて迅速に対応し、保護者の希望に応じて設定しています。担任はもちろんのこと、内容によっては園長、主任、看護師、栄養士等に気軽に相談できるよう体制を整えています。 ・配慮が必要な保護者には、保護者の状況や思いを察しながら、声をかけず見守り、保護者から話しかけてきたら丁寧に対応しています。 ・相談内容に応じて、保育士だけでなく栄養士や看護師等も対応し、専門職の立場から保護者へ適切なアドバイスをできるようにしています。 ・保護者からの相談は、面談記録に記録しています。 ・相談を受けた職員が対応に困った時は、あいまいな返事をせず期限を伝え、園長、主任から助言を受け、適切に対応する体制を整えています。 			

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a	a
判断基準	a 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
①	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	○	○
②	虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	○	○
③	虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	○	○
④	職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。	○	○

⑤	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	○	○
⑥	虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	○	○
⑦	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時、着替えのときなどに服が汚れていないか、傷の有無など子どもの身体や保護者の様子を観察し、必要に応じて写真を撮り、個人別記録に記録しています。 ・子どもの様子が以前と変わり、虐待等権利侵害の疑いがあると職員が感じた時には、園長に相談し、職員会議で職員に周知しています。状況によっては園長、主任で対応することもあります。 ・保護者の様子が気になる時には職員から声をかけ、気持ちが安定するように、病後児保育を紹介したりカウンセリングの窓口を知らせるなど対応しています。 ・虐待の可能性があると感じた時には、神奈川県子ども家庭支援課や中央児童相談所と連携をとる体制があります。 ・虐待防止マニュアルを作成し、職員会議で確認しています。入職時研修でマニュアルを説明し、園内研修や外部研修に参加し、各クラスで研修報告を行い、職員に周知しています。 			

A-3 保育の質の向上

(1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)		自己評価	第三者評価
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a	a
判断基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
①	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	○	○
②	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	○	○
③	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	○	○
④	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	○	○
⑤	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	○	○
⑥	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	○	○
【判断した理由・特記事項等】			
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間指導計画、週案、日案(保育日誌)には、評価・反省(振り返り)欄があり、各担当が自らの保育実践について振り返り(自己評価)を行っています。評価結果はクラス会議等で共有し、互いの学び合いや意識の向上に繋げるようにしています。また、各クラスの、月間指導計画、週案等は他のクラスの職員も閲覧しており、他クラスの様子を知ったり、多角度から保育の視点を学ぶ良い機会となっています。 ・園長、主任は、週案や月間指導計画に対し、保育士が前向きに次の段階に進めるように指導をしています。これにより、当園の各クラスの自己評価は「〇〇していた」「〇〇ができるようになった」のような子どもの活動や結果だけでなく、子どもの意欲や活動のプロセスにも配慮し、「××していたので、今後は〇〇するようにしていきたい」など次の計画につながるような前向きなものが多くみられます。 ・年度末に定められた評価基準にもとづいて、職員の自己評価(アンケート)を行い、A～Dまでの4段階で評価し、意見・改善策をまとめて、「令和3年度白幡保育園職員による自己評価」として、玄関に掲示し、保護者に周知しています。職員は、この職員の自己評価に基づき、職員会議で話し合い、次年度の保育の見直し、専門性の向上に取り組んでいます。 ・職員が自らの保育実践を振り返る中で、子どもの対応や保育内容について疑問や気づきがある場合 			

- は、早い段階で話し合いを行い、疑問点の解消、問題点の改善に取り組んでいます。
- ・職員による自己評価と年度末に行う「保護者アンケート」にもとづいて、園としての自己評価（白幡保育園の振り返り）を行い、職員の自己評価と一緒に園内に掲示して、保護者に周知しています。